

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-1 共-1-3	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義 19. 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、 工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義 19. 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	発注者は双方であることがわかるので、文章表現を簡素化する。
共-1-5	1-1-7 工事实績情報の作成、登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事实績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事实績）」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに発注者に提示し、「竣工時」は提出しなければならない。 なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	1-1-7 工事实績情報の作成、登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事实績）」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに発注者に提示し、「完成時」は提出しなければならない。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	表現の変更
共-1-7	1-1-12 工事の下請負 （3）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	1-1-12 工事の下請負 （3）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	改正品確法第8条「受注者の責務」により、改定する。
共-1-7	1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図	1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図 なお、施工体制台帳には、次の（1）～（4）を記載すること。 （1）建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施工規則第十四条の二に掲げる事項 （2）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名 （3）監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真 （4）一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期	施工体制台帳に係る書類の提出について（平成13年3月30日付け国官技第70号）より
共-1-10 共-1-11	1-1-22 建設副産物 4. 受注者は、建設資材及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	1-1-22 建設副産物 4. 受注者は、建設資材の利用及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	脱字

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-18 共-1-19	<p>1-1-29 施工管理</p> <p>3. 受注者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時までに提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>なお、「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」に定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>	<p>1-1-29 施工管理</p> <p>3. 受注者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時までに提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>なお、「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p>	<p>出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については協議のうえ施工管理を行うとあるが、項目が定められていない場合の扱いが記載されていないため、「工種又は項目」とす</p>
共-1-19	<p>1-1-32 工事中の安全管理</p> <p>4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正 法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>1-1-32 工事中の安全管理</p> <p>4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>改定年度を反映</p>
共-1-20	<p>8. 受注者は、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物の有無について、各施設管理者に確認しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。</p>	<p>8. 受注者は、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物の有無について、各施設管理者に確認し、その結果を、事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、その結果を、事前に監督員に提出しなければならない。</p>	<p>結果を提出することに変更</p>
		<p>14. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果を、事前に監督員に提出しなければならない。</p>	<p>共通仕様書で記載されていない架空線等事故防止対策を追加</p>

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-20	<p>14. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。</p> <p>15. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。</p> <p>16. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる</p> <p>17. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	<p>15. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。</p> <p>16. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。</p> <p>17. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる</p> <p>18. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	
共-1-21	<p>18. 受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>19. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>20. 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>21. 受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>22. 監督員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>24. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>25. 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>26. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p>	<p>19. 受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>20. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>21. 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>22. 受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>23. 監督員が、労働安全衛生法（平成26年6月改正法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>24. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p> <p>25. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>26. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>27. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p>	<p>改定年度を反映</p> <p>改正品確法第8条「受注者の責務」により、改定する。</p>

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-21	<p>27. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>28. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう請負代金が500万円以上の工事の場合には、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>28. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>29. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう請負代金が500万円以上の工事の場合には、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>公共工事設計労務単価では、「交通誘導員」が「交通誘導警備員」に名称変更されているため</p>
共-1-22	<p>29. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。</p> <p>30. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>31. 受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>32. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>33. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>34. 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>35. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p>	<p>30. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。</p> <p>31. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>32. 受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>33. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>34. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>35. 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>36. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p>	<p>改定年度を反映脱字</p>

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-22	<p>36. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。</p> <p>37. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関へ通報及び監督員へ報告しなければならない。</p> <p>38. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>37. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。</p> <p>38. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関へ通報及び監督員へ報告しなければならない。</p> <p>39. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	表現の統一
共-1-23	<p>39. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（平成24年3月22日改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>40. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（平成26年4月改正政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	改定年度を反映
共-1-24	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	法令等の改正による
共-1-25	<p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-4の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>	<p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス年基準に適合するものとして、表1-4の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等という。」）を使用しなければならない。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-27	(31) 環境基本法（平成24年6月改正 法律第47号）	(31) 環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）	改定年度を反映
	(32) 火薬類取締法（平成23年6月改正 法律第74号）	(32) 火薬類取締法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(33) 大気汚染防止法（平成23年8月改正 法律第105号）	(33) 大気汚染防止法（平成26年6月改正 法律第72号）	改定年度を反映
	(34) 騒音規制法（平成23年12月改正 法律第122号）	(34) 騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	改定年度を反映
	(35) 水質汚濁防止法（平成23年8月改正 法律第105号）	(35) 水質汚濁防止法（平成25年6月改正 法律第60号）	改定年度を反映
	(36) 湖沼水質保全特別措置法（平成23年8月改正 法律第105号）	(36) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	改定年度を反映
	(37) 振動規制法（平成23年12月改正 法律第122号）	(37) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	改定年度を反映
	(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （平成24年8月改正 法律第53号）	(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
共-1-28	(39) 文化財保護法（平成23年5月改正 法律第37号）	(39) 文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(40) 砂利採取法（平成23年7月改正 法律第84号）	(40) 砂利採取法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(41) 電気事業法（平成24年6月改正 法律第47号）	(41) 電気事業法（平成26年6月改正 法律第72号）	改定年度を反映
	(42) 消防法（平成24年6月改正 法律第38号）	(42) 消防法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(44) 建築基準法（平成24年8月改正 法律第67号）	(44) 建築基準法（平成26年6月改正 法律第92号）	改定年度を反映
	(45) 都市公園法（平成23年12月改正 法律第122号）	(45) 都市公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （平成23年8月改正 法律第105号）	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （平成26年6月改正 法律第55号）	改定年度を反映
	(47) 土壌汚染対策法（平成23年6月改正 法律第74号）	(47) 土壌汚染対策法（平成26年6月改正 法律第51号）	改定年度を反映
	(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 （平成24年9月改正 法律第89号）	(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 （平成26年6月改正 法律第73号）	改定年度を反映
	(52) 船員法（平成24年9月改正 法律第87号）	(52) 船員法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 （平成20年5月改正 法律第26号）	(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 （平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(54) 船舶安全法（平成24年9月改正 法律第89号）	(54) 船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(55) 自然環境保全法（平成23年8月改正 法律第105号）	(55) 自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(56) 自然公園法（平成23年8月改正 法律第105号）	(56) 自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成21年6月改正 法律第51号）	(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成26年6月改正 法律第55号）	改定年度を反映
	(60) 技術士法（平成23年6月改正 法律第74号）	(60) 技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(61) 漁業法（平成23年5月改正 法律第35号）	(61) 漁業法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(62) 空港法（平成23年8月改正 法律第105号）	(62) 空港法（平成26年6月改正 法律第76号）	改定年度を反映
	(63) 計量法（平成23年8月改正 法律第105号）	(63) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(64) 厚生年金保険法（平成24年8月改正 法律第63号）	(64) 厚生年金保険法（平成25年6月改正 法律第63号）	改定年度を反映
	(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 （平成14年2月改正 法律第1号）	(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 （平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(68) 職業安定法（平成24年8月改正 法律第53号）	(68) 職業安定法（平成26年6月改正 法律第67号）	改定年度を反映
	(69) 所得税法（平成24年3月改正 法律第16号）	(69) 所得税法（平成26年6月改正 法律第91号）	改定年度を反映
	(70) 水産資源保護法（平成22年6月改正 法律第41号）	(70) 水産資源保護法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
	(71) 船員保険法（平成24年9月改正 法律第87号）	(71) 船員保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	改定年度を反映
	(72) 著作権法（平成24年6月改正 法律第43号）	(72) 著作権法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
(73) 電波法（平成23年6月改正 法律第74号）	(73) 電波法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映	
(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する 特別措置法（平成24年4月改正 法律第27号）	(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する 特別措置法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映	
(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （平成23年5月改正 法律第47号）	(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映	
(76) 農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）	(76) 農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映	

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-29	(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月改正 法律第18号)	(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第56号)	改定年度を反映
	(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成24年6月改正 法律第42号)	(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成23年12月改正 法律第122号)	(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
共-1-31	1-1-46 保険の付保及び事故の補償 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事の着手前（工期始期日から30日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1-1-46 保険の付保及び事故の補償 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事の着手前（工期始期日から30日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	掛金収納書の提出について、組合が存在しないため、「同制度」と修正する
共-1-36	1-1-50 現場技術者等の腕章着用 1. 受注者が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。 なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。	1-1-50 現場技術者等の腕章着用 1. 受注者が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。	削除
共-1-38 共-1-40	1-1-57 現道工事における交通処理対策 19. 受注者は、交通誘導員を配置する場合は、交通指導警備検定合格者（1級または2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾を得た者については、この限りではない。 33. 事中の道路標識を完備すること。 工事箇所においては、一方通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、共通の危険を防止するために必要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。	1-1-57 現道工事における交通処理対策 19. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾を得た者については、この限りではない。 33. 工事中の道路標識を完備すること。 工事箇所においては、一般通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、危険を防止するために必要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。	名称変更 誤謬 誤謬
共-2-8 共-2-10	2-5-3 アスファルト舗装用骨材 4. 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-11によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ、及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	2-5-3 アスファルト舗装用骨材 4. 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-11によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ、及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	JIS A5015の改定により「環境安全品質基準」を追加する。

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																								
共-2-14	<p>2-5-6 安定材 表2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>針入度(25℃) 1 / 10 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0~ 55.0</td> <td>44.0~ 52.0</td> <td>42.0~ 50.0</td> <td>40.0~ 50.0</td> <td>38.0~ 48.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g / cm³</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	項目								針入度(25℃) 1 / 10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密度(15℃) g / cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<p>2-5-6 安定材 表2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>針入度(25℃) 1 / 10 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0~55.0</td> <td>44.0~52.0</td> <td>42.0~50.0</td> <td>40.0~50.0</td> <td>38.0~48.0</td> <td>30.0~45.0</td> <td>30.0~45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量変化率 %</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g / cm³</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	項目								針入度(25℃) 1 / 10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密度(15℃) g / cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<p>「舗装再生便覧（平成22年版）」の修正（表中の数値の修正、記述項目の追加）による改定</p>
種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																																				
項目																																																																																																																																																																																											
針入度(25℃) 1 / 10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																																				
軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0																																																																																																																																																																																				
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																																				
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																																				
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上																																																																																																																																																																																				
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																																																																																				
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																																																																																				
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																																																																																				
密度(15℃) g / cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																																				
種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																																				
項目																																																																																																																																																																																											
針入度(25℃) 1 / 10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																																				
軟化点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0																																																																																																																																																																																				
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																																				
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																																				
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上																																																																																																																																																																																				
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																																																																																				
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																																																																																				
蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																																				
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																																																																																				
密度(15℃) g / cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																																				
共-2-16	<p>2-7-2 構造用圧延鋼材 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材） JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材） JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材） JIS G 3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）</p>	<p>2-7-2 構造用圧延鋼材 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材） JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材） JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材） JIS G 3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼） JIS G 3140（橋梁用高降伏点鋼板）</p>	<p>2011年の新規JIS策定による追加</p>																																																																																																																																																																																								
共-2-22	<p>2-8-3 混和材料 5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2005吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成22年11月)の規格に適合するものとする。</p>	<p>2-8-3 混和材料 5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2013吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成25年11月)の規格に適合するものとする。</p>	<p>改定年度を反映</p>																																																																																																																																																																																								
共-2-22	<p>2-8-4 コンクリート用水 2. 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。 ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響が無いことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。</p>	<p>2-8-4 コンクリート用水 2. 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。 ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響が無いことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正</p>																																																																																																																																																																																								

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-2-23	<p>第9節 セメントコンクリート製品 2-9-3 コンクリート二次製品の耐久性向上 工事に使用するコンクリート二次製品は工事の品質管理データを提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コンクリートヒューム管 (2) コンクリート杭 (3) プレキャスト桁 (3) プレキャスト擁壁 (5) コンクリート函渠 (6) シールドセグメント (7) コンクリートブロック (8) コンクリート矢板 (9) その他 	<p>第9節 セメントコンクリート製品 2-9-3 セメントコンクリート製品の見本・品質証明資料 受注者は、設計図書において指定されたセメントコンクリート製品について、見本または品質を証明する資料を当該製品を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、J I S製品については、J I Sマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>2-9-4 セメントコンクリート二次製品の耐久性向上 本県発注工事において、以下に示すセメントコンクリート製品を使用する場合は、工場の品質管理データ（塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策）を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、J I S製品については、J I Sマーク表示状態の確認とし、工場の品質管理データの提出は省略できる。</p> <p>また、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コンクリートヒューム管 (2) コンクリート杭 (3) プレキャスト桁 (3) プレキャスト擁壁 (5) コンクリート函渠 (6) シールドセグメント (7) コンクリートブロック (8) コンクリート矢板 (9) その他 	<p>提出資料の明確化</p> <p>表現の変更</p>
共-2-24 共-2-29	<p>2-9-4 コンクリート製品の表示 2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。</p>	<p>2-9-5 コンクリート製品の表示 2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正 政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正</p>
共-2-31	<p>第13節 塗料 2-13-1 一般事項 4. 道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。 JIS K 5621（一般用さび止めペイント） JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント） JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント） JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント） 6. 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</p>	<p>第13節 塗料 2-13-1 一般事項 4. 道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは下塗り塗料については、以下の規格に適合したものとする。 JIS K 5621（一般用さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</p> <p>6. 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</p>	<p>表現の統一。「下塗工」またはタイト</p> <p>JISの廃止に伴い削除。 JISの廃止に伴い削除。</p> <p>諸基準の改定に伴う修正。</p>

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																																																															
共-2-32	<p>表 2-33 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1" data-bbox="412 229 987 395"> <tr> <th rowspan="6">封入レンズ型</th> <th rowspan="2">観測度°</th> <th colspan="2">入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> <tr> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> </table> <p>表 2-34 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1" data-bbox="376 446 1010 644"> <tr> <th rowspan="6">カプセルレンズ型</th> <th rowspan="2">観測角°</th> <th colspan="2">入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> <tr> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> </table>	封入レンズ型	観測度°	入射角°		白	黄	赤	緑	青	5°	30°	70	50	15	9.0	4.0	12'	5°	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	30°	50	35	10	7.0	2.0		20'	5°	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	2°	5°	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	カプセルレンズ型	観測角°	入射角°		白	黄	赤	緑	青	5°	30°	250	170	45	45	20	12'	5°	30°	150	100	25	25	11	30°	5°	30°	180	122	25	21	14	20'	5°	30°	100	67	14	12	8.0	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	2°	5°	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	<p>表 2-33 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="1207 229 1792 421"> <tr> <th rowspan="6">封入レンズ型</th> <th rowspan="2">観測度°</th> <th colspan="2">入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> <tr> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> </table> <p>表 2-34 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="1191 440 1809 651"> <tr> <th rowspan="6">カプセルレンズ型</th> <th rowspan="2">観測角°</th> <th colspan="2">入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> <tr> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>5°</td> <td>30°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> </table>	封入レンズ型	観測度°	入射角°		白	黄	赤	緑	青	5°	30°	70	50	15	9.0	4.0	12'	5°	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	30°	5°	30°	50	35	10	7.0	2.0	20'	5°	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	2°	5°	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	カプセルレンズ型	観測角°	入射角°		白	黄	赤	緑	青	5°	30°	250	170	45	45	20	12'	5°	30°	150	100	25	25	11	30°	5°	30°	180	122	25	21	14	20'	5°	30°	100	67	14	12	8.0	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	2°	5°	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	<p>諸基準の改定に伴う修正。「反射シートの反射性能」が変更されたため、表の名称を変更す</p>
封入レンズ型	観測度°			入射角°		白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																																																								
			5°	30°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																																																																																																									
	12'		5°	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																																																																																																									
			30°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																																																																																																										
	20'		5°	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																																																																																																									
		30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																																																																									
2°	5°	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																																																											
	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																																																																										
カプセルレンズ型	観測角°	入射角°		白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																																																										
		5°	30°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																																																																																																										
	12'	5°	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																																																																																																										
		30°	5°	30°	180	122	25	21	14																																																																																																																																																																																																																																																									
	20'	5°	30°	100	67	14	12	8.0																																																																																																																																																																																																																																																										
		30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																																																																																																									
2°	5°	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																																																											
	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																																																																																																										
封入レンズ型	観測度°	入射角°		白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																																																										
		5°	30°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																																																																																																										
	12'	5°	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																																																																																																										
		30°	5°	30°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
	20'	5°	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																																																																																																										
		30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																																																																									
2°	5°	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																																																											
	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																																																																										
カプセルレンズ型	観測角°	入射角°		白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																																																										
		5°	30°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																																																																																																										
	12'	5°	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																																																																																																										
		30°	5°	30°	180	122	25	21	14																																																																																																																																																																																																																																																									
	20'	5°	30°	100	67	14	12	8.0																																																																																																																																																																																																																																																										
		30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																																																																																																									
2°	5°	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																																																											
	30°	5°	30°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																																																																																																										
共-3-1	<p>第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正） 環境省 水質汚濁に係わる環境基準（平成23年10月） 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）（平成18年11月）</p>	<p>第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について（平成26年11月） 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）（平成25年10月）</p>	<p>改定年度を反映 改定年度を反映 改定年度を反映 改定年度を反映</p>																																																																																																																																																																																																																																																															
共-3-2	<p>日本道路協会 道路標識設置基準（昭和62年1月） 日本道路協会 視線誘導標設置基準（昭和59年10月）</p>	<p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月） 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月） 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成24年11月）</p>	<p>名称訂正 名称訂正 諸基準類の追加</p>																																																																																																																																																																																																																																																															
共-3-4	<p>第3節 共通の工種 3-3-2 材料</p> <p>表 3-1 反射体</p> <table border="1" data-bbox="331 1018 1059 1225"> <tr> <th rowspan="2">観測角</th> <th rowspan="2">入射角</th> <th colspan="3">白色</th> <th colspan="3">橙色</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> <tr> <td>0.2°</td> <td></td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td></td> <td>17</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td></td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </table>	観測角	入射角	白色			橙色			0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°		35	28	21	22	18	13	0.5°		17	4	10	11	9	6	1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	<p>第3節 共通の工種 3-3-2 材料</p> <p>表 3-1 反射体</p> <table border="1" data-bbox="1151 1018 1868 1225"> <tr> <th rowspan="2">観測角</th> <th rowspan="2">入射角</th> <th colspan="3">白色</th> <th colspan="3">橙色</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> <tr> <td>0.2°</td> <td></td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td></td> <td>17</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td></td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </table>	観測角	入射角	白色			橙色			0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°		35	28	21	22	18	13	0.5°		17	4	10	11	9	6	1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	<p>表現の統一</p>																																																																																																																																																																																			
観測角	入射角			白色			橙色																																																																																																																																																																																																																																																											
		0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																																																																																																																																																																																																											
0.2°		35	28	21	22	18	13																																																																																																																																																																																																																																																											
0.5°		17	4	10	11	9	6																																																																																																																																																																																																																																																											
1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																																																																																																																																																																																											
観測角	入射角	白色			橙色																																																																																																																																																																																																																																																													
		0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																																																																																																																																																																																																											
0.2°		35	28	21	22	18	13																																																																																																																																																																																																																																																											
0.5°		17	4	10	11	9	6																																																																																																																																																																																																																																																											
1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																																																																																																																																																																																											
共-3-5	<p>3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 5. 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。</p>	<p>3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 5. 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>																																																																																																																																																																																																																																																															

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-6	13. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が 一ヶ所 に集中しないように施工しなければならない。	13. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が 1ヶ所 に集中しないように施工しなければならない。	表現の統一
共-3-8 共-3-9	3-3-7 植生工 6. 受注者は、張芝、筋芝、 大王張芝 の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度に張る芝をいうものとする。 8. 受注者は、 張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当り2～3本の芝串で固定しなければならない 。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3-3-7 植生工 6. 受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度に張る芝をいうものとする。 8. 受注者は、 張芝の脱落を防止するため、張芝1m2当たり20～30本の芝串で固定するものとする 。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	芝串本数は、ロール芝の施工を考慮し、「1m2当たり」に修正
共-3-11	3-3-9 小型標識工 15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛 メッキ する場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛 メッキ ）2種の（HDZ55）550g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。	3-3-9 小型標識工 15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛 めっき する場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛 めっき ）2種の（HDZ55）550g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。 厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m2以上 、ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改定に伴う修正
共-3-12	16. 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、 メッキ 及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛 メッキ ）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部は メッキ 後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。 17. 受注者は、 メッキ 後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジंकリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。	16. 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、 めっき 及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛 めっき ）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部は めっき 後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。 17. 受注者は、 めっき 後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジंकリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。	表現の統一 表現の統一
共-3-17	3-3-14 桁製作工 （7）組立溶接 受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長）は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。	3-3-14 桁製作工 （7）組立溶接 受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長）は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。	表現の統一
共-3-18 共-3-20	（11）溶接の検査 ⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JISZ2305 （非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JISZ2305 （非破壊試験-技術者の資格及び認証）に基づく次の1）～3）に示す資格を有していなければならない。	（11）溶接の検査 ⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305 （非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305 （非破壊試験-技術者の資格及び認証）に基づく次の1）～3）に示す資格を有していなければならない。	表現の統一 表現の統一

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																				
共-3-23 共-3-24	<p>3-3-15 工場塗装工</p> <p>表3-12 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 (℃)</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント</td> <td>0 以下</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>10 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td> <td>10 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td> <td>5 以下、20 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td>10 以下、30 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）</td> <td>5 以下 20 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 装 の 種 類	気 温 (℃)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下	有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	<p>3-3-15 工場塗装工</p> <p>表3-12 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 (℃)</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント</td> <td>0 以下</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td> <td>10 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td> <td>5 以下、20 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td>10 以下、30 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）</td> <td>5 以下 20 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 装 の 種 類	気 温 (℃)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下	有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	諸基準の改定に伴う修正
塗 装 の 種 類	気 温 (℃)	湿度 (RH%)																																																																																					
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上																																																																																					
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下																																																																																					
有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上																																																																																					
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上																																																																																					
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10 以下	85 以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上																																																																																					
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上																																																																																					
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上																																																																																					
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上																																																																																					
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上																																																																																					
塗 装 の 種 類	気 温 (℃)	湿度 (RH%)																																																																																					
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上																																																																																					
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下																																																																																					
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上																																																																																					
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上																																																																																					
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上																																																																																					
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上																																																																																					
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上																																																																																					
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上																																																																																					
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上																																																																																					
共-3-25	<p>10. 下 塗</p> <p>(3) 受注者は、現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。</p>	<p>10. 下 塗</p> <p>(3) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正																																																																																				

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-25	<p>11. 中塗り、上塗り</p> <p>(2) 受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p> <p>12. 検査</p> <p>(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。</p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。</p>	<p>11. 中塗、上塗</p> <p>(2) 受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p> <p>12. 検査</p> <p>(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに</p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>諸基準の改定に伴う修正</p> <p>基準書の改定はないが、誤解を生まないように、共通仕様書の条文を基準書の記載に合わせた</p>
共-3-26	<p>3-3-16 コンクリート面塗装工</p> <p>1. 受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、じんあい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。</p> <p>(1) 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟系エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟系ふっ素樹脂塗料上塗を用いる場合で0℃以下のとき</p>	<p>3-3-16 コンクリート面塗装工</p> <p>1. 受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、じんあい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。</p> <p>(1) 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗り及び柔軟系エポキシ樹脂塗料中塗りを用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗り及び柔軟系ふっ素樹脂塗料上塗りを用いる場合で0℃以下のとき</p>	<p>語句修正</p> <p>表現の統一</p>
共-3-27 共-3-29	<p>3-4-4 既製杭工</p> <p>21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p>	<p>3-4-4 既製杭工</p> <p>21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-3-30 共-3-31	<p>3-4-5 場所打杭工</p> <p>4. 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。</p>	<p>3-4-5 場所打杭工</p> <p>4. 受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。</p>	<p>13. に統合</p>

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-31	<p>6. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、監督員と協議しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。</p> <p>10. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。</p> <p>11. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>12. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>13. 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。</p>	<p>5. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、監督員と協議しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。</p> <p>10. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>11. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>12. 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-3-32	<p>14. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。</p>	<p>13. 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p>	<p>4. を統合 道路橋示方書（H24.3改訂）では、仕様書と同様の記載に加えてオールケーシング工法の場合には鉄筋天端高さまで余分に打ち込むことが望ましいとされている。</p>

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

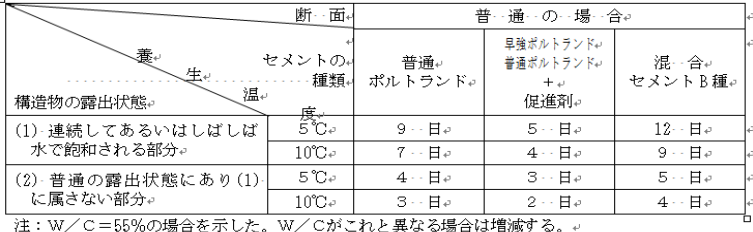

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-32	<p>15. 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。</p> <p>16. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。</p> <p>17. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。</p> <p>18. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p> <p>19. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、長崎県環境基本条例等の関係法令等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>20. 受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。</p> <p>21. 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査・対策について監督員と協議しなければならない。</p> <p>22. 受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。</p> <p>23. 受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。</p>	<p>14. 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。</p> <p>15. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。</p> <p>16. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。</p> <p>17. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p> <p>18. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、長崎県環境基本条例等の関係法令等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>19. 受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。</p> <p>20. 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査・対策について監督員と協議しなければならない。</p> <p>21. 受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。</p> <p>22. 受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。</p>	
<p>共-3-35 共-3-36 共-3-72 共-3-73</p>	<p>3-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 （2）受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p> <p>3-10-5 土留・仮締切工</p> <p>10. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が1ヶ所に集中しないように施工しなければならない。</p>	<p>3-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 （2）受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p> <p>3-10-5 土留・仮締切工</p> <p>10. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が1ヶ所に集中しないように施工しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p>

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-4-1	<p>4章 土工 第2節 適用すべき諸基準 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成16年9月） 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成12年2月） 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル（平成14年10月） 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成11年12月）</p>	<p>土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月） 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月） 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月） 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月）</p>	<p>改定年度を反映 改定年度を反映 改定年度を反映 改定年度を反映</p>
共-4-3 共-4-4	<p>4-3-3 盛土工 4. 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が1ヶ所に集まらないようにしなければならない。</p>	<p>4-3-3 盛土工 4. 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が1ヶ所に集まらないようにしなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-4-5 共-4-6	<p>4-3-4 盛土補強工 6. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。</p>	<p>4-3-4 盛土補強工 6. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正。諸基準の改定に伴い「5cm程度の重ね合せ幅」が削除されたため、</p>
共-4-7	<p>4-4-4 法面整形工 3. 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良個所の法面整形は、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>4-4-4 法面整形工 3. 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-4-8	<p>4-5-1 一般事項 3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。</p>	<p>4-5-1 一般事項 3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。</p>	<p>表現の統一</p>
共-5-1 共-5-4	<p>第5章 無筋・鉄筋コンクリート 5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 1. 計量装置 (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。 なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p>	<p>第5章 無筋・鉄筋コンクリート 5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 1. 計量装置 (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。 なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-5-5	<p>2. 材料の計量 (1) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	<p>2. 材料の計量 (1) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」、「JIS A 1802 コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、「JIS A 1803 コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正。コンクリート標準示方書(施工編) 施工標準 5章製造 5.3 軽量の改定による。</p>

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H28.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-5	3. 練混ぜ (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、「JIS A 1119ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	3. 練混ぜ (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、「JIS A 8603-2 練混ぜ性能試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
共-5-7	5-6-4 打設 2. 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第5章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	5-6-4 打設 2. 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第5章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。	表現の統一
共-5-8	5-6-5 締固め 1. 受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	5-6-5 締固め 1. 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。 なお、薄い壁等棒状バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
共-5-10	5-6-9 養生 1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。 2. 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表5-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。	5-6-9 養生 1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。 2. 受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を標準とする。	表現の統一 諸基準の改定に伴う修正 (コンクリート標準示方書)
共-5-10	第7節 鉄筋工 5-7-1 一般事項 2. 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督員と協議しなければならない。 3. 受注者は、垂鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	第7節 鉄筋工 5-7-1 一般事項 2. 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員と協議しなければならない。 3. 受注者は、垂鉛めっき鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正 (コンクリート標準示方書) 表現の統一
共-5-11	5-7-3 加工 3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会 平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	5-7-3 加工 3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
共-5-12	5-7-5 継手 2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。	5-7-5 継手 2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	表現の統一

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-14	第9節 暑中コンクリート 5-9-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。	第9節 暑中コンクリート 5-9-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	諸基準の改定に伴う修正（コンクリート標準示方書）
共-5-15 共-5-16	第10節 寒中コンクリート 5-10-3 養生 表5-4 寒中コンクリートの養生期間  <p>注：W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	第10節 寒中コンクリート 5-10-3 養生 表5-4 寒中コンクリートの養生期間  <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	諸基準への適合（コンクリート標準示方書）
共-5-22	第15節 袋詰コンクリート 5-15-1 一般事項 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章12節水中コンクリートの規定によるものとする。	第15節 袋詰コンクリート 5-15-1 一般事項 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。	誤字の修正